

# 介護報酬の算定構造

## 介護サービス

: 令和6年6月改定箇所

### I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
  - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
  - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
  - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
  - ニ (削除)
  - ホ 介護医療院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

### II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

### III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス
- 3 (削除)
- 4 介護医療院サービス

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

1 訪問介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注					
訪問介護費又は共生型訪問介護費	イ 身体介護 (1) 20分未満 (163単位) (2) 20分以上30分未満 (244単位) (3) 30分以上1時間未満 (387単位) (4) 1時間以上 (567単位に30分を増すごとに +82単位)	-1/100	-1/100	所要時間が20分から経過して25分を増すごとに+82単位(195単位を限度)	2人の訪問介護員等による場合	夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	特定事業所加算	共生型訪問介護を行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問介護加算				
ロ 生活援助	(1) 20分以上45分未満 (179単位) (2) 45分以上 (220単位)													+25/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	特定事業所加算(I) +20/100 特定事業所加算(II) +10/100 特定事業所加算(III) +10/100 特定事業所加算(IV) +3/100	指定居宅介護事業所で障害者等支援研修施設等による場合 ×30/100 指定居宅介護事業所が重度訪問介護従事者養成研修4等以上が行われる場合 ×70/100 指定居宅介護事業所が重度訪問介護従事者養成研修5等以上が行われる場合 ×93/100 指定重度訪問介護事業所が行う場合 ×88/100
ハ 通院等乗降介助	(1回につき 97単位)																
ニ 初回加算	(1月につき +200単位)																
ホ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(I) (1月につき +100単位) (2) 生活機能向上連携加算(II) (1月につき +200単位)																
ヘ 口腔連携強化加算	(1回につき +50単位(1月に1回を限度))																
ト 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(I) (1日につき +3単位) (2) 認知症専門ケア加算(II) (1日につき +4単位)																
チ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位数×245/1000) (2) 介護職員等処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位数×224/1000) (3) 介護職員等処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位数×182/1000) (4) 介護職員等処遇改善加算(IV) (1月につき +所定単位数×145/1000) (一) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) (1月につき +所定単位数×221/1000) (二) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) (1月につき +所定単位数×208/1000) (三) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) (1月につき +所定単位数×200/1000) (四) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) (1月につき +所定単位数×187/1000) (五) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) (1月につき +所定単位数×184/1000) (六) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) (1月につき +所定単位数×169/1000) (七) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) (1月につき +所定単位数×165/1000) (八) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) (1月につき +所定単位数×158/1000) (九) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) (1月につき +所定単位数×142/1000) (十) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) (1月につき +所定単位数×139/1000) (十一) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) (1月につき +所定単位数×121/1000) (十二) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) (1月につき +所定単位数×118/1000) (十三) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) (1月につき +所定単位数×100/1000) (十四) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) (1月につき +所定単位数×76/1000)	注 所定単位数は、以下までにより算定した単位数の合計															

※ 「特別地域訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」と「介護職員等処遇改善加算」は支給限度額管理の対象外の算定項目  
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該算定単位の単位数を算入

※ 緊急時訪問介護加算の算定時に限り、身体介護の(1)20分未満に引き続き、生活援助を行うことも可能。  
※ 業務経統計面未定減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日までの算定可能。

2 訪問入浴介護費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	
	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務経緯計画未策定減算	介護職員3人が行った場合	全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問入浴介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 訪問入浴介護費 (1回につき 1,266単位)	-1/100	-1/100	×95/100	×90/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100

ロ 初回加算 (1月につき +200単位)

ハ 認知症専門ケア加算  
 (1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3単位)  
 (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)

ニ 看取り連携体制加算 (死亡日及び死亡日以前30日以下に限り1回につき +64単位)

ホ サービス提供体制強化加算  
 (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +44単位)  
 (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +36単位)  
 (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +12単位)

ハ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×100/1000)	注 所定単位は、イからホまでにより算出した単位数の合計
	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×84/1000)	
	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×79/1000)	
	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +所定単位×63/1000)	
	(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	(1月につき +所定単位×88/1000)	
	(二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	(1月につき +所定単位×84/1000)	
	(三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	(1月につき +所定単位×83/1000)	
	(四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	(1月につき +所定単位×78/1000)	
	(五) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	(1月につき +所定単位×73/1000)	
	(六) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	(1月につき +所定単位×67/1000)	
	(七) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	(1月につき +所定単位×65/1000)	
	(八) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	(1月につき +所定単位×68/1000)	
	(九) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	(1月につき +所定単位×59/1000)	
	(十) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	(1月につき +所定単位×54/1000)	
	(十一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	(1月につき +所定単位×52/1000)	
	(十二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)	(1月につき +所定単位×48/1000)	
	(十三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)	(1月につき +所定単位×44/1000)	
	(十四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)	(1月につき +所定単位×39/1000)	

「特別地域訪問入浴加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該算算前の単位数を算入

※ 業務経緯計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。  
 ※ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)については、令和7年3月31日まで算定可能。

【脚注】  
 1. 単位数算定記号の説明  
 +○○単位 ⇒ 所定単位数 + ○○単位  
 -○○単位 ⇒ 所定単位数 - ○○単位  
 ×○○/100 ⇒ 所定単位数 × ○○/100  
 +○○/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×○○/100  
 -○○/100 ⇒ 所定単位数 - 所定単位数×○○/100



4 訪問リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注		
イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 308単位	-1/100	-1/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	+15/100	+10/100	+5/100	1日につき +200単位	リハビリテーションマネジメント加算 リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ) 1月につき +180単位 リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ) 1日につき +213単位	1日につき +200単位	1日につき +50単位
	介護老人保健施設の場合											
	介護医療院の場合											
ロ 病院器具回指導加算		3600単位を加算										
ハ 移行支援加算		(1日につき 17単位を加算)										
ニ サービス提供体制強化加算		(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +6単位) (2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +3単位)										
<small>「特別地域訪問リハビリテーション加算」「中山間地域等における小規模事業所加算」「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該算定前の単位数を算入 「療養施設内生活支援加算」「在宅生活支援加算」は、適用しない。</small>												

5 居宅療養管理指導費

基本部分		注	注	注	注
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費(Ⅰ) (2)以外	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (316単位)	+15/100	+10/100	+5/100
	(2) 居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在宅時緊急総合管理料 又は在宅時緊急総合管理料 認定料を算定する場合)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (299単位) (二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (487単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (260単位)			
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (3) (1)及び(2)以外の場合	(1) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (317単位) (2) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (487単位) (3) (1)及び(2)以外の場合 (441単位)			
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の 薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (308単位) (二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (417単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (380単位)	+100単位	+230単位	+150単位
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (316単位) (二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (379単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (342単位) (四) 情報通信機器を用いて行う場合 (月2回を限度) (468単位)			
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 当該指定居宅療養管理 指導事業所の管理 栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (445単位) (二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (487単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (444単位)			
	(2) 当該指定居宅療養管理 指導事業所以外の管理 栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (328単位) (二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (487単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (424単位)	+15/100	+10/100	+5/100
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (3) (1)及び(2)以外の場合	(1) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (382単位) (2) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (328単位) (3) (1)及び(2)以外の場合 (235単位)			

※ ハ(2)(一)(二)(三)について、がん末期の患者、中心静脈栄養等及びがん不全や経過不全で治療が困難な患者等については、週2回かつ月8回算定できる。  
 ※ について、社会的なケア管理を行っている病院が、当該利用者の身体増進(Ⅰ)より特別に個別の栄養管理を行う必要がある等の特別の処置を行った場合は、当該指定期間の30日間(1回につき 48)に2回を限度として算定できる。  
 ※ について、がん末期の患者については、月8回を限度として算定できる。













9 短期入所療養介護費  
イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

基本部分		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1)	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(1) <従来型個室>【基本型】	単価1 753 単位	単価2 801 単位	単価3 854 単位	単価4 912 単位	単価5 977 単位	単価6 1044 単位	単価7 1113 単位	単価8 1184 単位	単価9 1257 単位	単価10 1332 単位	単価11 1409 単位	単価12 1488 単位	単価13 1569 単位	単価14 1652 単位	単価15 1737 単位	単価16 1824 単位	単価17 1913 単位	単価18 2004 単位	単価19 2097 単位	単価20 2192 単位	単価21 2289 単位	単価22 2388 単位	単価23 2489 単位	単価24 2592 単位	単価25 2697 単位	単価26 2804 単位	単価27 2913 単位	単価28 3024 単位	単価29 3137 単位	単価30 3252 単位	単価31 3369 単位	単価32 3488 単位	単価33 3609 単位	単価34 3732 単位	単価35 3857 単位	単価36 3984 単位	単価37 4113 単位	単価38 4244 単位	単価39 4377 単位	単価40 4512 単位	単価41 4649 単位	単価42 4788 単位	単価43 4929 単位	単価44 5072 単位	単価45 5217 単位	単価46 5364 単位	単価47 5513 単位	単価48 5664 単位	単価49 5817 単位	単価50 5972 単位	単価51 6129 単位	単価52 6288 単位	単価53 6449 単位	単価54 6612 単位	単価55 6777 単位	単価56 6944 単位	単価57 7113 単位	単価58 7284 単位	単価59 7457 単位	単価60 7632 単位	単価61 7809 単位	単価62 7988 単位	単価63 8169 単位	単価64 8352 単位	単価65 8537 単位	単価66 8724 単位	単価67 8913 単位	単価68 9104 単位	単価69 9297 単位	単価70 9492 単位	単価71 9689 単位	単価72 9888 単位	単価73 10089 単位	単価74 10292 単位	単価75 10497 単位	単価76 10704 単位	単価77 10913 単位	単価78 11124 単位	単価79 11337 単位	単価80 11552 単位	単価81 11769 単位	単価82 11988 単位	単価83 12209 単位	単価84 12432 単位	単価85 12657 単位	単価86 12884 単位	単価87 13113 単位	単価88 13344 単位	単価89 13577 単位	単価90 13812 単位	単価91 14049 単位	単価92 14288 単位	単価93 14529 単位	単価94 14772 単位	単価95 15017 単位	単価96 15264 単位	単価97 15513 単位	単価98 15764 単位	単価99 16017 単位	単価100 16272 単位	単価101 16529 単位	単価102 16788 単位	単価103 17049 単位	単価104 17312 単位	単価105 17577 単位	単価106 17844 単位	単価107 18113 単位	単価108 18384 単位	単価109 18657 単位	単価110 18932 単位	単価111 19209 単位	単価112 19488 単位	単価113 19769 単位	単価114 20052 単位	単価115 20337 単位	単価116 20624 単位	単価117 20913 単位	単価118 21204 単位	単価119 21497 単位	単価120 21792 単位	単価121 22089 単位	単価122 22388 単位	単価123 22689 単位	単価124 22992 単位	単価125 23297 単位	単価126 23604 単位	単価127 23913 単位	単価128 24224 単位	単価129 24537 単位	単価130 24852 単位	単価131 25169 単位	単価132 25488 単位	単価133 25809 単位	単価134 26132 単位	単価135 26457 単位	単価136 26784 単位	単価137 27113 単位	単価138 27444 単位	単価139 27777 単位	単価140 28112 単位	単価141 28449 単位	単価142 28788 単位	単価143 29129 単位	単価144 29472 単位	単価145 29817 単位	単価146 30164 単位	単価147 30513 単位	単価148 30864 単位	単価149 31217 単位	単価150 31572 単位	単価151 31929 単位	単価152 32288 単位	単価153 32649 単位	単価154 33012 単位	単価155 33377 単位	単価156 33744 単位	単価157 34113 単位	単価158 34484 単位	単価159 34857 単位	単価160 35232 単位	単価161 35609 単位	単価162 35988 単位	単価163 36369 単位	単価164 36752 単位	単価165 37137 単位	単価166 37524 単位	単価167 37913 単位	単価168 38304 単位	単価169 38697 単位	単価170 39092 単位	単価171 39489 単位	単価172 39888 単位	単価173 40289 単位	単価174 40692 単位	単価175 41097 単位	単価176 41504 単位	単価177 41913 単位	単価178 42324 単位	単価179 42737 単位	単価180 43152 単位	単価181 43569 単位	単価182 43988 単位	単価183 44409 単位	単価184 44832 単位	単価185 45257 単位	単価186 45684 単位	単価187 46113 単位	単価188 46544 単位	単価189 46977 単位	単価190 47412 単位	単価191 47849 単位	単価192 48288 単位	単価193 48729 単位	単価194 49172 単位	単価195 49617 単位	単価196 50064 単位	単価197 50513 単位	単価198 50964 単位	単価199 51417 単位	単価200 51872 単位	単価201 52329 単位	単価202 52788 単位	単価203 53249 単位	単価204 53712 単位	単価205 54177 単位	単価206 54644 単位	単価207 55113 単位	単価208 55584 単位	単価209 56057 単位	単価210 56532 単位	単価211 57009 単位	単価212 57488 単位	単価213 57969 単位	単価214 58452 単位	単価215 58937 単位	単価216 59424 単位	単価217 59913 単位	単価218 60404 単位	単価219 60897 単位	単価220 61392 単位	単価221 61889 単位	単価222 62388 単位	単価223 62889 単位	単価224 63392 単位	単価225 63897 単位	単価226 64404 単位	単価227 64913 単位	単価228 65424 単位	単価229 65937 単位	単価230 66452 単位	単価231 66969 単位	単価232 67488 単位	単価233 68009 単位	単価234 68532 単位	単価235 69057 単位	単価236 69584 単位	単価237 70113 単位	単価238 70644 単位	単価239 71177 単位	単価240 71712 単位	単価241 72249 単位	単価242 72788 単位	単価243 73329 単位	単価244 73872 単位	単価245 74417 単位	単価246 74964 単位	単価247 75513 単位	単価248 76064 単位	単価249 76617 単位	単価250 77172 単位	単価251 77729 単位	単価252 78288 単位	単価253 78849 単位	単価254 79412 単位	単価255 79977 単位	単価256 80544 単位	単価257 81113 単位	単価258 81684 単位	単価259 82257 単位	単価260 82832 単位	単価261 83409 単位	単価262 83988 単位	単価263 84569 単位	単価264 85152 単位	単価265 85737 単位	単価266 86324 単位	単価267 86913 単位	単価268 87504 単位	単価269 88097 単位	単価270 88692 単位	単価271 89289 単位	単価272 89888 単位	単価273 90489 単位	単価274 91092 単位	単価275 91697 単位	単価276 92304 単位	単価277 92913 単位	単価278 93524 単位	単価279 94137 単位	単価280 94752 単位	単価281 95369 単位	単価282 95988 単位	単価283 96609 単位	単価284 97232 単位	単価285 97857 単位	単価286 98484 単位	単価287 99113 単位	単価288 99744 単位	単価289 100377 単位	単価290 101012 単位	単価291 101649 単位	単価292 102288 単位	単価293 102929 単位	単価294 103572 単位	単価295 104217 単位	単価296 104864 単位	単価297 105513 単位	単価298 106164 単位	単価299 106817 単位	単価300 107472 単位	単価301 108129 単位	単価302 108788 単位	単価303 109449 単位	単価304 110112 単位	単価305 110777 単位	単価306 111444 単位	単価307 112113 単位	単価308 112784 単位	単価309 113457 単位	単価310 114132 単位	単価311 114809 単位	単価312 115488 単位	単価313 116169 単位	単価314 116852 単位	単価315 117537 単位	単価316 118224 単位	単価317 118913 単位	単価318 119604 単位	単価319 120297 単位	単価320 120992 単位	単価321 121689 単位	単価322 122388 単位	単価323 123089 単位	単価324 123792 単位	単価325 124497 単位	単価326 125204 単位	単価327 125913 単位	単価328 126624 単位	単価329 127337 単位	単価330 128052 単位	単価331 128769 単位	単価332 129488 単位	単価333 130209 単位	単価334 130932 単位	単価335 131657 単位	単価336 132384 単位	単価337 133113 単位	単価338 133844 単位	単価339 134577 単位	単価340 135312 単位	単価341 136049 単位	単価342 136788 単位	単価343 137529 単位	単価344 138272 単位	単価345 139017 単位	単価346 139764 単位	単価347 140513 単位	単価348 141264 単位	単価349 142017 単位	単価350 142772 単位	単価351 143529 単位	単価352 144288 単位	単価353 145049 単位	単価354 145812 単位	単価355 146577 単位	単価356 147344 単位	単価357 148113 単位	単価358 148884 単位	単価359 149657 単位	単価360 150432 単位	単価361 151209 単位	単価362 151988 単位	単価363 152769 単位	単価364 153552 単位	単価365 154337 単位	単価366 155124 単位	単価367 155913 単位	単価368 156704 単位	単価369 157497 単位	単価370 158292 単位	単価371 159089 単位	単価372 159888 単位	単価373 160689 単位	単価374 161492 単位	単価375 162297 単位	単価376 163104 単位	単価377 163913 単位	単価378 164724 単位	単価379 165537 単位	単価380 166352 単位	単価381 167169 単位	単価382 167988 単位	単価383 168809 単位	単価384 169632 単位	単価385 170457 単位	単価386 171284 単位	単価387 172113 単位	単価388 172944 単位	単価389 173777 単位	単価390 174612 単位	単価391 175449 単位	単価392 176288 単位	単価393 177129 単位	単価394 177972 単位	単価395 178817 単位	単価396 179664 単位	単価397 180513 単位	単価398 181364 単位	単価399 182217 単位	単価400 183072 単位	単価401 183929 単位	単価402 184788 単位	単価403 185649 単位	単価404 186512 単位	単価405 187377 単位	単価406 188244 単位	単価407 189113 単位	単価408 189984 単位	単価409 190857 単位	単価410 191732 単位	単価411 192609 単位	単価412 193488 単位	単価413 194369 単位	単価414 195252 単位	単価415 196137 単位	単価416 197024 単位	単価417 197913 単位	単価418 198804 単位	単価419 199697 単位	単価420 200592 単位	単価421 201489 単位	単価422 202388 単位	単価423 203289 単位	単価424 204192 単位	単価425 205097 単位	単価426 206004 単位	単価427 206913 単位	単価428 207824 単位	単価429 208737 単位	単価430 209652 単位	単価431 210569 単位	単価432 211488 単位	単価433 212409 単位	単価434 213332 単位	単価435 214257 単位	単価436 215184 単位	単価437 216113 単位	単価438 217044 単位	単価439 217977 単位	単価440 218912 単位	単価441 219849 単位	単価442 220788 単位	単価443 221729 単位	単価444 222672 単位	単価445 223617 単位	単価446 224564 単位	単価447 225513 単位	単価448 226464 単位	単価449 227417 単位	単価450 228372 単位	単価451 229329 単位	単価452 230288 単位	単価453 231249 単位	単価454 232212 単位	単価455 233177 単位	単価456 234144 単位	単価457 235113 単位	単価458 236084 単位	単価459 237057 単位	単価460 238032 単位	単価461 239009 単位	単価462 240088 単位	単価463 241169 単位	単価464 242252 単位	単価465 243337 単位	単価466 244424 単位	単価467 245513 単位	単価468 246604 単位	単価469 247697 単位	単価470 248792 単位	単価471 249889 単位	単価472 250988 単位	単価473 252089 単位	単価474 253192 単位	単価475 254297 単位	単価476 255404 単位	単価477 256513 単位	単価478 257624 単位	単価479 258737 単位	単価480 259852 単位	単価481 260969 単位	単価482 262088 単位	単価483 263209 単位	単価484 264332 単位	単価485 265457 単位	単価486 266584 単位	単価487 267713 単位	単価488 268844 単位	単価489 269977 単位	単価490 271112 単位	単価491 272249 単位	単価492 273388 単位	単価493 274529 単位	単価494 275672 単位	単価495 276817 単位	単価496 277964 単位	単価497 279113 単位	単価498 280264 単位	単価499 281417 単位	単価500 282572 単位	単価501 283729 単位	単価502 284888 単位	単価503 286049 単位	単価504 287212 単位	単価505 288377 単位	単価506 289544 単位	単価507 290713 単位	単価508 291884 単位	単価509 293057 単位	単価510 294232 単位	単価511 295409 単位	単価512 296588 単位	単価513 297769 単位	単価514 298952 単位	単価515 300137 単位	単価516 301324 単位	単価517 302513 単位	単価518 303704 単位	単価519 304897 単位	単価520 306092 単位	単価521 307289 単位	単価522 308488 単位	単価523 309689 単位	単価524 310892 単位	単価525 312097 単位	単価526 313304 単位	単価527 314513 単位	単価528 315724 単位	単価529 316937 単位	単価530 318152 単位	単価531 319369 単位	単価532 320588 単位	単価533 321809 単位	単価534 323032 単位	単価535 324257 単位	単価536 325484 単位	単価537 326713 単位	単価538 327944 単位	単価539 329177 単位	単価540 330412 単位	単価541 331649 単位	単価542 332888 単位	単価543 334129 単位	単価544 335372 単位	単価545 336617 単位	単価546 337864 単位	単価547 339113 単位	単価548 340364 単位	単価549 341617 単位	単価550 342872 単位	単価551 344129 単位	単価552 345388 単位	単価553 346649 単位	単価554 347912 単位	単価555 349177 単位	単価556 350444 単位	単価557 351713 単位	単価558 352984 単位	単価559 354257 単位	単価560 355532 単位	単価561 356809 単位	単価562 358088 単位	単価563 359369 単位	単価564 360652 単位	単価565 361937 単位	単価566 363224 単位	単価567 364513 単位	単価568 365804 単位	単価569 367097 単位	単価570 368392 単位	単価571 369689 単位	単価572 370988 単位	単価573 372289 単位	単価574 373592 単位	単価575 374897 単位	単価576 376204 単位	単価577 377513 単位	単価578 378824 単位	単価579 380137 単位	単価580 381452 単位	単価581 382769 単位	単価582 384088 単位	単価583 385409 単位	単価584 386732 単位	単価585 388057 単位	単価586 389384 単位	単価587 390713 単位	単価588 392044 単位	単価589 393377 単位	単価590 394712 単位	単価591 396049 単位	単価592 397388 単位	単価593 398



ハ 診療所における短期入所療養介護費

基本部分			利用者の数及び入院患者の数の合計が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット別に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	身体拘束禁止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	部下幅が設備基準を満たさない場合	夜室を有しない場合	認知症行動・心理療育状態療育的対応	緊急短期入所費入加算	若年性認知症利用者入加算	利用者に対して送迎を行う場合										
(1) 診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所短期入所療養介護費 (I)	a 診療所短期入所療養介護費 (I) <従来型個室>	要介護1 ( 705 単位) 要介護2 ( 756 単位) 要介護3 ( 806 単位) 要介護4 ( 857 単位) 要介護5 ( 908 単位)	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	診療設備基準減算 1日につき -60単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +90単位 (7日(中心を得ない事情がある場合は14日)を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位											
		b 診療所短期入所療養介護費 (II) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護1 ( 722 単位) 要介護2 ( 769 単位) 要介護3 ( 839 単位) 要介護4 ( 893 単位) 要介護5 ( 946 単位)																				
		c 診療所短期入所療養介護費 (III) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護1 ( 723 単位) 要介護2 ( 775 単位) 要介護3 ( 827 単位) 要介護4 ( 879 単位) 要介護5 ( 932 単位)																				
		d 診療所短期入所療養介護費 (IV) <多床室>	要介護1 ( 813 単位) 要介護2 ( 864 単位) 要介護3 ( 916 単位) 要介護4 ( 965 単位) 要介護5 ( 1,016 単位)																				
		e 診療所短期入所療養介護費 (V) <療養機能強化型A> <多床室>	要介護1 ( 847 単位) 要介護2 ( 901 単位) 要介護3 ( 954 単位) 要介護4 ( 1,006 単位) 要介護5 ( 1,059 単位)																				
	(二) 診療所短期入所療養介護費 (II)	f 診療所短期入所療養介護費 (VI) <療養機能強化型B> <多床室>	要介護1 ( 835 単位) 要介護2 ( 888 単位) 要介護3 ( 941 単位) 要介護4 ( 992 単位) 要介護5 ( 1,045 単位)																				
		a 診療所短期入所療養介護費 (I) <従来型個室>	要介護1 ( 624 単位) 要介護2 ( 670 単位) 要介護3 ( 715 単位) 要介護4 ( 762 単位) 要介護5 ( 807 単位)																				
		b 診療所短期入所療養介護費 (II) <多床室>	要介護1 ( 734 単位) 要介護2 ( 779 単位) 要介護3 ( 825 単位) 要介護4 ( 871 単位) 要介護5 ( 917 単位)																				
		c 診療所短期入所療養介護費 (III) <従来型個室>	要介護1 ( 835 単位) 要介護2 ( 887 単位) 要介護3 ( 937 単位) 要介護4 ( 988 単位) 要介護5 ( 1,039 単位)																				
		d 診療所短期入所療養介護費 (IV) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要介護1 ( 854 単位) 要介護2 ( 918 単位) 要介護3 ( 970 単位) 要介護4 ( 1,022 単位) 要介護5 ( 1,076 単位)																				
(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (I) <ユニット型個室>	要介護1 ( 854 単位) 要介護2 ( 907 単位) 要介護3 ( 959 単位) 要介護4 ( 1,010 単位) 要介護5 ( 1,062 単位)	×97/100	-1/100	-1/100	-1/100	診療設備基準減算 1日につき -60単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +90単位 (7日(中心を得ない事情がある場合は14日)を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位												
	(二) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要介護1 ( 835 単位) 要介護2 ( 887 単位) 要介護3 ( 937 単位) 要介護4 ( 988 単位) 要介護5 ( 1,039 単位)																					
	(三) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要介護1 ( 854 単位) 要介護2 ( 907 単位) 要介護3 ( 959 単位) 要介護4 ( 1,010 単位) 要介護5 ( 1,062 単位)																					
	(四) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費 (I) <ユニット型個室の多床室>	要介護1 ( 854 単位) 要介護2 ( 907 単位) 要介護3 ( 959 単位) 要介護4 ( 1,010 単位) 要介護5 ( 1,062 単位)																					
	(五) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費 (II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>	要介護1 ( 864 単位) 要介護2 ( 918 単位) 要介護3 ( 970 単位) 要介護4 ( 1,022 単位) 要介護5 ( 1,076 単位)																					
	(六) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費 (III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>	要介護1 ( 854 単位) 要介護2 ( 907 単位) 要介護3 ( 959 単位) 要介護4 ( 1,010 単位) 要介護5 ( 1,062 単位)																					
(3) 特定診療所短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満 ( 684 単位) (二) 4時間以上5時間未満 ( 948 単位) (三) 6時間以上5時間未満 ( 1,316 単位)										+60単位												
(4) 口腔嚥下強化加算	(1回につき 50単位を加算(1月に1回を限度))																						
(5) 療養室加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))																						
(6) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算 (I)	(1日につき 3単位を加算)																					
	(二) 認知症専門ケア加算 (II)	(1日につき 4単位を加算)																					
(7) 特定診療費																							
(8) 生産性向上推進体制加算	(一) 生産性向上推進体制加算 (I)	(1月につき 100単位を加算)																					
	(二) 生産性向上推進体制加算 (II)	(1月につき 10単位を加算)																					
(9) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算 (I)	(1日につき 22単位を加算)																					
	(二) サービス提供体制強化加算 (II)	(1日につき 18単位を加算)																					
	(三) サービス提供体制強化加算 (III)	(1日につき 6単位を加算)																					
(10) 介護職員等処遇改善加算	(一) 介護職員等処遇改善加算 (I)	(1日につき + 定率単位数×61/1000)																					
	(二) 介護職員等処遇改善加算 (II)	(1日につき + 定率単位数×47/1000)																					
	(三) 介護職員等処遇改善加算 (III)	(1日につき + 定率単位数×36/1000)																					
	(四) 介護職員等処遇改善加算 (IV)	(1日につき + 定率単位数×29/1000)																					
	a 介護職員等処遇改善加算 (V)(1)	(1日につき + 定率単位数×46/1000)																					
		b 介護職員等処遇改善加算 (V)(2)	(1日につき + 定率単位数×44/1000)																				
			c 介護職員等処遇改善加算 (V)(3)	(1日につき + 定率単位数×42/1000)																			
				d 介護職員等処遇改善加算 (V)(4)	(1日につき + 定率単位数×40/1000)																		
					e 介護職員等処遇改善加算 (V)(5)	(1日につき + 定率単位数×39/1000)																	
						f 介護職員等処遇改善加算 (V)(6)	(1日につき + 定率単位数×35/1000)																
							g 介護職員等処遇改善加算 (V)(7)	(1日につき + 定率単位数×35/1000)															
								h 介護職員等処遇改善加算 (V)(8)	(1日につき + 定率単位数×31/1000)														
									i 介護職員等処遇改善加算 (V)(9)	(1日につき + 定率単位数×31/1000)													
										j 介護職員等処遇改善加算 (V)(10)	(1日につき + 定率単位数×30/1000)												
k 介護職員等処遇改善加算 (V)(11)											(1日につき + 定率単位数×24/1000)												
											l 介護職員等処遇改善加算 (V)(12)	(1日につき + 定率単位数×26/1000)											
												m 介護職員等処遇改善加算 (V)(13)	(1日につき + 定率単位数×20/1000)										
													n 介護職員等処遇改善加算 (V)(14)	(1日につき + 定率単位数×15/1000)									

※ 「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
 ※ 身体拘束禁止未実施減算については令和7年4月1日より適用する。  
 ※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びその防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。  
 ※ 介護職員等処遇改善加算 (V)(1)については、令和7年3月31日まで算定可能。





Ⅱ 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

基本部分			注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に居宅介護支援を行う場合	注 運営基準減算	注 特別地域居宅介護支援加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 特定事業所集中減算	
イ 居宅介護支援費 (1月につき)	(1)居宅介護支援費(Ⅰ)	(一) 居宅介護支援費(ⅰ)	要介護1-2 ( 1,086単位 )	-1/100	-1/100	×95/100	(運営基準減算の場合) ×50/100  (運営基準減算が2月以上継続している場合) 算定しない	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき -200単位
			要介護3-4-5 ( 1,411単位 )								
		(二) 居宅介護支援費(ⅱ)	要介護1-2 ( 544単位 )								
			要介護3-4-5 ( 704単位 )								
		(三) 居宅介護支援費(ⅲ)	要介護1-2 ( 326単位 )								
			要介護3-4-5 ( 422単位 )								
	(2)居宅介護支援費(Ⅱ)	(一) 居宅介護支援費(ⅰ)	要介護1-2 ( 1,086単位 )								
			要介護3-4-5 ( 1,411単位 )								
		(二) 居宅介護支援費(ⅱ)	要介護1-2 ( 527単位 )								
			要介護3-4-5 ( 683単位 )								
		(三) 居宅介護支援費(ⅲ)	要介護1-2 ( 316単位 )								
			要介護3-4-5 ( 410単位 )								
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)											
ハ 特定事業所加算	(1) 特定事業所加算(Ⅰ)	(1月につき +519単位)									
	(2) 特定事業所加算(Ⅱ)	(1月につき +421単位)									
	(3) 特定事業所加算(Ⅲ)	(1月につき +323単位)									
	(4) 特定事業所加算(A)	(1月につき +114単位)									
ニ 特定事業所医療介護連携加算 (1月につき +125単位)											
ホ 入院時情報連携加算	(1) 入院時情報連携加算(Ⅰ)	(1月につき +250単位)									
	(2) 入院時情報連携加算(Ⅱ)	(1月につき +200単位)									
ヘ 退院・退所加算 (入院または入所期間中1回を限度に算定)	(1) 退院・退所加算(Ⅰ)イ	(+450単位)									
	(2) 退院・退所加算(Ⅰ)ロ	(+600単位)									
	(3) 退院・退所加算(Ⅱ)イ	(+600単位)									
	(4) 退院・退所加算(Ⅱ)ロ	(+750単位)									
	(5) 退院・退所加算(Ⅲ)	(+900単位)									
ト 退院時情報連携加算 (1月につき +50単位)											
チ 緊急時等居宅カンファレンス加算 (1月に2回を限度に +200単位)											
リ ターミナルケアマネジメント加算	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅の訪問等を行った場合 (+400単位)										

※居宅介護支援費(Ⅰ)については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が45件以上である場合、45件以上60件未満の部分については(ⅱ)を、60件以上の部分については(ⅲ)を算定する。  
 ※居宅介護支援費(Ⅱ)については、公益社団法人国民健康保険中央会が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムの利用及び事務職員の配置を行っている場合に算定できる。なお、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が50件以上である場合、50件以上60件未満の部分については(ⅱ)を、60件以上の部分については(ⅲ)を算定する。  
 ※業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。







注 特別優待			
注 療養体制維持特別加算	イ 療養体制維持特別加算(Ⅰ) (1日につき 27単位を加算) ロ 療養体制維持特別加算(Ⅱ) (1日につき 67単位を加算)		注 療養体制維持特別加算(Ⅰ)は、療養体制維持特別加算(Ⅱ)を算入しない。
ハ 初期加算	(1) 初期加算(Ⅰ) (1日につき 60単位を加算) (2) 初期加算(Ⅱ) (1日につき 30単位を加算)		注 療養体制維持特別加算(Ⅰ)は、療養体制維持特別加算(Ⅱ)を算入しない。
ニ 退所時特等支援加算	(1月につき1回を限度として70単位を加算)		注 療養体制維持特別加算(Ⅰ)は、療養体制維持特別加算(Ⅱ)を算入しない。
ホ 再入所時特等支援加算(※2)	(入所者1人につき1回を限度として70単位を加算)		注 療養体制維持特別加算(Ⅰ)は、療養体制維持特別加算(Ⅱ)を算入しない。
ヘ 入所前後訪問看護加算(Ⅰ)(※2)	在宅強化定の場合 (1日につき 450単位を加算) 在宅強化定以外の場合 (1日につき 450単位を加算)		注 入所前から入所者の自宅等を利用して退所を各都道府県において施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合に算定
ヘ 入所前後訪問看護加算(Ⅱ)(※2)	在宅強化定の場合 (1日につき 450単位を加算) 在宅強化定以外の場合 (1日につき 450単位を加算)		注 入所前から入所者の自宅等を利用して退所を各都道府県において施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行うことに加え、生活機能の改善目標及び退所後も含めた抱れ目ない支援計画を作成した場合に算定
ト 退所時等支援加算(※2)	(一) 退所時特等支援加算 (400単位) (二) 退所時特等支援加算(Ⅰ) (600単位) (三) 退所時特等支援加算(Ⅱ) (250単位) (四) 退所時特等支援加算(Ⅲ) (600単位) (五) 退所時特等支援加算(Ⅳ) (400単位) (1) 退所時特等支援加算(Ⅰ) (入所者1人につき1回を限度として70単位を加算)		注 入所期間が1月を超え入所者が退所する場合において、当該入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合 注 在宅等に退所した場合に、入所者の生活環境に対して、当該入所者の診療情報、心身の状況、生活環境等の情報を提供した場合 注 退所後医療機関に入院した場合に、当該医療機関に対して、入所者の心身の状況、生活環境等の情報を提供した場合 注 在宅介護支援事業者が入所前から連携し、情報提供がサービス調整を行った場合
チ 協力医療機関連携加算	(1) 施設・診療所等と連携し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合 (1月につき 50単位を加算) (2) 上記以外の協力医療機関と連携している場合 (1月につき 50単位を加算)		注 令和7年3月31日までの間は100単位を算定
リ 栄養マネジメント強化加算	(1日につき 11単位を加算)		注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
ヌ 経口移行加算(※2)	(1日につき 25単位を加算)		注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
ル 経口維持加算(※2)	(1) 経口維持加算(Ⅰ) (1月につき 400単位を加算) (2) 経口維持加算(Ⅱ) (1月につき 100単位を加算)		注 栄養管理の基準を満たさない場合又は経口移行加算を算定している場合は、算定しない。 注 経口維持加算(Ⅰ)は算定していない場合は、算定しない。
ヲ 口腔衛生管理加算(※2)	(1) 口腔衛生管理加算(Ⅰ) (1月につき 90単位を加算) (2) 口腔衛生管理加算(Ⅱ) (1月につき 110単位を加算)		注 歯科医師の指示を受けたり歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合
フ 療養加算	(1日につき 6単位を加算(1日に3回を限度))		
カ 在宅復帰支援特等加算	(療養型老健に限り1日につき 10単位を加算)		
コ カカワフク医療連携特別加算(※2)	(1) かかワフク医療連携特別加算(Ⅰ) (入所者1人につき1回を限度として140単位を加算) (2) かかワフク医療連携特別加算(Ⅱ) (入所者1人につき1回を限度として70単位を加算) (3) かかワフク医療連携特別加算(Ⅲ) (入所者1人につき1回を限度として40単位を加算)		
ク 緊急時施設療養費	(1) 緊急時施設療養費 (療養型老健以外の場合 (1月に1回3日を超えて、1日につき518単位を算定) 療養型老健の場合 (1月に1回3日を超えて、1日につき518単位を算定)) (2) 特定治療		
ケ 特定療養費加算(※2)	(1) 特定療養費加算(Ⅰ) (1月に1回7日を超えて、1日につき239単位を算定) (2) 特定療養費加算(Ⅱ) (1月に1回10日を超えて、1日につき440単位を算定)		
ク 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 2単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)		
ク 認知症チームケア推進加算	(1) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ) (1月につき 150単位を加算) (2) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ) (1月につき 120単位を加算)		
ネ 認知症行動・心理状態緊急対応加算	療養型老健以外の場合 (入所後7日に限り、1日につき200単位を加算) 療養型老健の場合 (入所後7日に限り、1日につき200単位を加算)		
ナ シンビテーションマネジメント計画書情報加算(※2)	(1) シンビテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅰ) (1月につき 53単位を加算) (2) シンビテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅱ) (1月につき 33単位を加算)		
チ 看護マネジメント加算(※2) (イ(1)、ロ(1)を算定する場合のみ算定)	(1) 看護マネジメント加算(Ⅰ) (1月につき 3単位を加算) (2) 看護マネジメント加算(Ⅱ) (1月につき 13単位を加算)		
ム 療養支援加算(※2)	(1) 療養支援加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算) (2) 療養支援加算(Ⅱ) (1月につき 15単位を加算) (3) 療養支援加算(Ⅲ) (1月につき 20単位を加算)		
ウ 自立支援加算(※2)	(1月につき 300単位を加算)		
キ 科学的介護連携体制加算(※2)	(1) 科学的介護連携体制加算(Ⅰ) (1月につき 40単位を加算) (2) 科学的介護連携体制加算(Ⅱ) (1月につき 60単位を加算)		
フ 安全対策体制加算(※2)	(入所者1人につき1回を限度として70単位を算定)		
ク 高齢者施設等感染対策向上加算	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算) (2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) (1月につき 5単位を加算)		
ク 取組感染予防対策加算	(1月に1回、連続して60日を限度として 240単位を算定)		
ヤ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算) (2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)		
マ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 8単位を加算)		

注 特別優待		
注 療養体制維持特別加算	イ 療養体制維持特別加算(Ⅰ) (1日につき 27単位を加算) ロ 療養体制維持特別加算(Ⅱ) (1日につき 67単位を加算)	注 療養体制維持特別加算(Ⅰ)は、療養体制維持特別加算(Ⅱ)を算入しない。
ハ 初期加算	(1) 初期加算(Ⅰ) (1日につき 60単位を加算) (2) 初期加算(Ⅱ) (1日につき 30単位を加算)	注 療養体制維持特別加算(Ⅰ)は、療養体制維持特別加算(Ⅱ)を算入しない。
ニ 退所時特等支援加算	(1月につき1回を限度として70単位を加算)	注 療養体制維持特別加算(Ⅰ)は、療養体制維持特別加算(Ⅱ)を算入しない。
ホ 再入所時特等支援加算(※2)	(入所者1人につき1回を限度として70単位を加算)	注 療養体制維持特別加算(Ⅰ)は、療養体制維持特別加算(Ⅱ)を算入しない。
ヘ 入所前後訪問看護加算(Ⅰ)(※2)	在宅強化定の場合 (1日につき 450単位を加算) 在宅強化定以外の場合 (1日につき 450単位を加算)	注 入所前から入所者の自宅等を利用して退所を各都道府県において施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合に算定
ヘ 入所前後訪問看護加算(Ⅱ)(※2)	在宅強化定の場合 (1日につき 450単位を加算) 在宅強化定以外の場合 (1日につき 450単位を加算)	注 入所前から入所者の自宅等を利用して退所を各都道府県において施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行うことに加え、生活機能の改善目標及び退所後も含めた抱れ目ない支援計画を作成した場合に算定
ト 退所時等支援加算(※2)	(一) 退所時特等支援加算 (400単位) (二) 退所時特等支援加算(Ⅰ) (600単位) (三) 退所時特等支援加算(Ⅱ) (250単位) (四) 退所時特等支援加算(Ⅲ) (600単位) (五) 退所時特等支援加算(Ⅳ) (400単位) (1) 退所時特等支援加算(Ⅰ) (入所者1人につき1回を限度として70単位を加算)	注 入所期間が1月を超え入所者が退所する場合において、当該入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合 注 在宅等に退所した場合に、入所者の生活環境に対して、当該入所者の診療情報、心身の状況、生活環境等の情報を提供した場合 注 退所後医療機関に入院した場合に、当該医療機関に対して、入所者の心身の状況、生活環境等の情報を提供した場合 注 在宅介護支援事業者が入所前から連携し、情報提供がサービス調整を行った場合
チ 協力医療機関連携加算	(1) 施設・診療所等と連携し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合 (1月につき 50単位を加算) (2) 上記以外の協力医療機関と連携している場合 (1月につき 50単位を加算)	注 令和7年3月31日までの間は100単位を算定
リ 栄養マネジメント強化加算	(1日につき 11単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
ヌ 経口移行加算(※2)	(1日につき 25単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
ル 経口維持加算(※2)	(1) 経口維持加算(Ⅰ) (1月につき 400単位を加算) (2) 経口維持加算(Ⅱ) (1月につき 100単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合又は経口移行加算を算定している場合は、算定しない。 注 経口維持加算(Ⅰ)は算定していない場合は、算定しない。
ヲ 口腔衛生管理加算(※2)	(1) 口腔衛生管理加算(Ⅰ) (1月につき 90単位を加算) (2) 口腔衛生管理加算(Ⅱ) (1月につき 110単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けたり歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合
フ 療養加算	(1日につき 6単位を加算(1日に3回を限度))	
カ 在宅復帰支援特等加算	(療養型老健に限り1日につき 10単位を加算)	
コ カカワフク医療連携特別加算(※2)	(1) かかワフク医療連携特別加算(Ⅰ) (入所者1人につき1回を限度として140単位を加算) (2) かかワフク医療連携特別加算(Ⅱ) (入所者1人につき1回を限度として70単位を加算) (3) かかワフク医療連携特別加算(Ⅲ) (入所者1人につき1回を限度として40単位を加算)	
ク 緊急時施設療養費	(1) 緊急時施設療養費 (療養型老健以外の場合 (1月に1回3日を超えて、1日につき518単位を算定) 療養型老健の場合 (1月に1回3日を超えて、1日につき518単位を算定)) (2) 特定治療	
ケ 特定療養費加算(※2)	(1) 特定療養費加算(Ⅰ) (1月に1回7日を超えて、1日につき239単位を算定) (2) 特定療養費加算(Ⅱ) (1月に1回10日を超えて、1日につき440単位を算定)	
ク 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 2単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)	
ク 認知症チームケア推進加算	(1) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ) (1月につき 150単位を加算) (2) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ) (1月につき 120単位を加算)	
ネ 認知症行動・心理状態緊急対応加算	療養型老健以外の場合 (入所後7日に限り、1日につき200単位を加算) 療養型老健の場合 (入所後7日に限り、1日につき200単位を加算)	
ナ シンビテーションマネジメント計画書情報加算(※2)	(1) シンビテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅰ) (1月につき 53単位を加算) (2) シンビテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅱ) (1月につき 33単位を加算)	
チ 看護マネジメント加算(※2) (イ(1)、ロ(1)を算定する場合のみ算定)	(1) 看護マネジメント加算(Ⅰ) (1月につき 3単位を加算) (2) 看護マネジメント加算(Ⅱ) (1月につき 13単位を加算)	
ム 療養支援加算(※2)	(1) 療養支援加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算) (2) 療養支援加算(Ⅱ) (1月につき 15単位を加算) (3) 療養支援加算(Ⅲ) (1月につき 20単位を加算)	
ウ 自立支援加算(※2)	(1月につき 300単位を加算)	
キ 科学的介護連携体制加算(※2)	(1) 科学的介護連携体制加算(Ⅰ) (1月につき 40単位を加算) (2) 科学的介護連携体制加算(Ⅱ) (1月につき 60単位を加算)	
フ 安全対策体制加算(※2)	(入所者1人につき1回を限度として70単位を算定)	
ク 高齢者施設等感染対策向上加算	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算) (2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) (1月につき 5単位を加算)	
ク 取組感染予防対策加算	(1月に1回、連続して60日を限度として 240単位を算定)	
ヤ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算) (2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)	
マ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 8単位を加算)	

※ PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、短期集中リハビリテーション(実施加算)を適用しない。  
※ イ(4)及びロ(4)を適用する場合は、(※2)を適用しない。  
※ 療養型施設等感染対策向上加算については、感染防止対策及び感染防止のための指針の整備及び実施に関する具体的な計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの期間適用しない。  
※ 科学的介護連携体制加算(V)については、令和7年3月31日までの期間適用しない。



注 外泊時費用		入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
注 試行的遠所サービス費		入所者に対して居宅における試行的遠所を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき800単位を算定	
注 給料受診時費用		入所者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
ト 初期加算	(1日につき +30単位)		
チ 遠所待受費情報連携加算	(1月につき1回を限度として70単位を加算)	注 受療管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
リ 再入所時受療費連携加算(※2)	(入所者1人につき1回を限度として200単位を加算)	注 受療管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
ヌ 遠所待指導等加算(※2)	(一) 遠所待指導等加算	a 遠所待指導指導加算 (入所中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)	注 入所者及びその家族等に対して遠所後の療養上の指導を行った場合 注 遠所後の主治医に対して診療情報、心身の状況、生活歴等を提供した場合 注 遠所後の医療機関の医師に対して心身の状況、生活歴等を提供した場合 注 併せて介護支援専門員と遠所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
		b 遠所待指導指導加算 (遠所後1回を限度に、460単位を算定)	
		c 遠所待指導指導加算 (400単位)	
		d 遠所待指導指導加算 (500単位)	
		e 遠所待指導指導加算 (250単位)	
(二) 訪問看護指導指示加算	(入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)		
ル 協力医療機関連携加算	(1) 相談・診療を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合 (1月につき 50単位を加算)	注 令和7年3月31日までの間は100単位を算定	
	(2) 上記以外の協力医療機関と連携している場合 (1月につき 5単位を加算)		
ロ 栄養マネジメント強化加算	(1日につき 11単位を加算)	注 受療管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
リ 経口排行加算(※2)	(1日につき 28単位を加算)	注 受療管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
カ 経口維持加算(※2)	(一) 経口維持加算(Ⅰ) (1月につき 400単位を加算)	注 受療管理の基準を満たさない場合は経口維持加算を算定している場合は、算定しない。 注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない。	
	(二) 経口維持加算(Ⅱ) (1月につき 100単位を加算)		
コ 口腔衛生管理加算(※2)	(一) 口腔衛生管理加算(Ⅰ) (1月につき 90単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的指導及び指導を行った場合	
	(二) 口腔衛生管理加算(Ⅱ) (1月につき 110単位を加算)		
ク 療養加算	(1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))		
ケ 在宅復帰支援機能加算(※2)	(1日につき 10単位を加算)		
コ 特別診療費(※2)			
ク 緊急時施設診療費	ア 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定)		
	イ 特定治療		
ネ 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)		
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)		
ナ 認知症チームケア推進加算	(一) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ) (1月につき 150単位を加算)		
	(二) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ) (1月につき 120単位を加算)		
チ 認知症行動・心理症状緊急対応加算	(入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)		
ム 重度認知症疾患療養体制加算	(一) 重度認知症疾患療養体制加算(Ⅰ) 要介護1・2 (1日につき140単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき40単位を加算)		
	(二) 重度認知症疾患療養体制加算(Ⅱ) 要介護1・2 (1日につき200単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき100単位を加算)		
ク 排せつ支援加算(※2)	(1) 排せつ支援加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算)		
	(2) 排せつ支援加算(Ⅱ) (1月につき 15単位を加算)		
	(3) 排せつ支援加算(Ⅲ) (1月につき 20単位を加算)		
キ 自立支援促進加算(※2)	(1月につき 280単位を加算)		
ノ 科学的介護推進体制加算(※2)	(1) 科学的介護推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 40単位を加算)		
	(2) 科学的介護推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 60単位を加算)		
チ 安全対策体制加算(※2)	(入所者1人につき1回を限度として20単位を算定)		
ク 高齢者施設等感染対策向上加算	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算)		
	(2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) (1月につき 5単位を加算)		
チ 新興感染症等施設療養費	(1月に1回、連続する5日を限度として 240単位を算定)		
マ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算)		
	(2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)		
ケ サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)		
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)		
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)		

コ 介護職員等処遇改善加算	(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位数×5) / 1000	※ 単位数は、イからケまでに算定した単位数の合計
	(二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位数×4) / 1000	
	(三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位数×3) / 1000	
	(四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 所定単位数×2) / 1000	
	(一) 介護職員等処遇改善加算(V.1) (1月につき 所定単位数×4) / 1000	
	(二) 介護職員等処遇改善加算(V.2) (1月につき 所定単位数×4) / 1000	
	(三) 介護職員等処遇改善加算(V.3) (1月につき 所定単位数×4) / 1000	
	(四) 介護職員等処遇改善加算(V.4) (1月につき 所定単位数×4) / 1000	
	(五) 介護職員等処遇改善加算(V.5) (1月につき 所定単位数×3) / 1000	
	(六) 介護職員等処遇改善加算(V.6) (1月につき 所定単位数×3) / 1000	
	(七) 介護職員等処遇改善加算(V.7) (1月につき 所定単位数×3) / 1000	
	(八) 介護職員等処遇改善加算(V.8) (1月につき 所定単位数×3) / 1000	
	(九) 介護職員等処遇改善加算(V.9) (1月につき 所定単位数×3) / 1000	
	(十) 介護職員等処遇改善加算(V.10) (1月につき 所定単位数×3) / 1000	
	(十一) 介護職員等処遇改善加算(V.11) (1月につき 所定単位数×3) / 1000	
	(十二) 介護職員等処遇改善加算(V.12) (1月につき 所定単位数×3) / 1000	
	(十三) 介護職員等処遇改善加算(V.13) (1月につき 所定単位数×2) / 1000	
	(十四) 介護職員等処遇改善加算(V.14) (1月につき 所定単位数×1) / 1000	

※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜勤勤務等看護加算を適用しない。  
 ※ ハ及びヒを適用する場合には、(※2)を適用しない。  
 ※ 業務継続計画未定算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。  
 ※ 介護職員等処遇改善加算(V.1)～(V.14)は、令和7年3月31日までの間適用しない。

# 介護報酬の算定構造

## 介護予防サービス

: 令和6年6月改定箇所

### I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問入浴介護費
- 2 介護予防訪問看護費
- 3 介護予防訪問リハビリテーション費
- 4 介護予防居宅療養管理指導費
- 5 介護予防通所リハビリテーション費
- 6 介護予防短期入所生活介護費
- 7 介護予防短期入所療養介護費
  - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
  - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
  - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
  - ニ (削除)
  - ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費
- 8 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 9 介護予防福祉用具貸与費

### II 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

- 介護予防支援費

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問入浴介護費

	注	注	注	注	注	注	注	注
基本部分	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	介護職員2人が行った場合	全身入浴が困難で、清拭又は部分入浴を実施した場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域介護予防訪問入浴介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防訪問入浴介護費 (1回につき 856単位)	-1/100	-1/100	×95/100	×90/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ 初回加算 (1月につき +200単位)								
ハ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3単位)							
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)							
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +44単位)							
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +36単位)							
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +12単位)							
ホ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×100/1000)	注 所定単位数は、イからニまでにより算定した単位数の合計						
	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×94/1000)							
	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位数×79/1000)							
	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位数×63/1000)							
	(一) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) (1月につき +所定単位数×89/1000)							
	(二) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) (1月につき +所定単位数×84/1000)							
	(三) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) (1月につき +所定単位数×83/1000)							
	(四) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) (1月につき +所定単位数×78/1000)							
	(五) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) (1月につき +所定単位数×73/1000)							
	(六) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) (1月につき +所定単位数×67/1000)							
	(七) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) (1月につき +所定単位数×65/1000)							
	(八) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) (1月につき +所定単位数×68/1000)							
	(九) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) (1月につき +所定単位数×59/1000)							
	(十) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) (1月につき +所定単位数×54/1000)							
(十一) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) (1月につき +所定単位数×52/1000)								
(十二) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) (1月につき +所定単位数×48/1000)								
(十三) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) (1月につき +所定単位数×44/1000)								
(十四) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) (1月につき +所定単位数×33/1000)								

：「特別地域介護予防訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入  
※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。  
※ 介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能。

【脚注】  
1. 単位数算定記号の説明  
+〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位  
-〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位  
×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100  
+〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100  
-〇〇/100 ⇒ 所定単位数 - 所定単位数×〇〇/100







5 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注											
			高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	利用者の数が利用定員を超える場合	医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	生活行為向上リハビリテーション実施加算	若年性認知症利用者受入加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合(出生を満たさない場合)	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防通所リハビリテーションを行う場合(出生を満たさない場合)									
イ 介護予防通所リハビリテーション費 (1月につき)	病院又は診療所の場合	要支援1									-376単位	-120単位								
		要支援2	(2,268単位)									-752単位	-240単位							
	介護老人保健施設の場合	要支援1	(2,268単位)	-1/100	-1/100	×70/100	×70/100	+5/100	利用開始日の属する月から6月以内 1月につき +562単位	1月につき +240単位		-376単位	-120単位							
		要支援2	(4,228単位)									-752単位	-240単位							
	介護医療院の場合	要支援1	(2,268単位)																-376単位	-120単位
		要支援2	(4,228単位)																-752単位	-240単位
ロ 退院時共同指導加算 (1回につき 600単位)																				
ハ 栄養アセスメント加算 (1月につき 50単位を加算)																				
ニ 栄養改善加算 (1月につき 200単位を加算)																				
ホ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))																			
	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))																			
ヘ 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ) (1月につき 150単位を加算)																			
	(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ) (1月につき 160単位を加算)																			
ト 一体的サービス提供加算 (1月につき 480単位を加算)																				
左 科学的介護推進体制加算 (1月につき 40単位を加算)																				
リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援1 (1月につき 88単位を加算)																		
		要支援2 (1月につき 176単位を加算)																		
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1 (1月につき 72単位を加算)																		
		要支援2 (1月につき 144単位を加算)																		
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	要支援1 (1月につき 24単位を加算)																		
		要支援2 (1月につき 48単位を加算)																		
ヌ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 士所定単位数×86/1000)																		
	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 士所定単位数×83/1000)																		
	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 士所定単位数×66/1000)																		
	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 士所定単位数×53/1000)																		
	イロ 介護職員等処遇改善加算(V)	(一) 介護職員等処遇改善加算(V)(1)	(1月につき 士所定単位数×76/1000)																	
		(二) 介護職員等処遇改善加算(V)(2)	(1月につき 士所定単位数×73/1000)																	
		(三) 介護職員等処遇改善加算(V)(3)	(1月につき 士所定単位数×73/1000)																	
		(四) 介護職員等処遇改善加算(V)(4)	(1月につき 士所定単位数×70/1000)																	
		(五) 介護職員等処遇改善加算(V)(5)	(1月につき 士所定単位数×63/1000)																	
		(六) 介護職員等処遇改善加算(V)(6)	(1月につき 士所定単位数×60/1000)																	
		(七) 介護職員等処遇改善加算(V)(7)	(1月につき 士所定単位数×58/1000)																	
		(八) 介護職員等処遇改善加算(V)(8)	(1月につき 士所定単位数×56/1000)																	
		(九) 介護職員等処遇改善加算(V)(9)	(1月につき 士所定単位数×55/1000)																	
		(十) 介護職員等処遇改善加算(V)(10)	(1月につき 士所定単位数×48/1000)																	
(十一) 介護職員等処遇改善加算(V)(11)	(1月につき 士所定単位数×43/1000)																			
(十二) 介護職員等処遇改善加算(V)(12)	(1月につき 士所定単位数×45/1000)																			
(十三) 介護職員等処遇改善加算(V)(13)	(1月につき 士所定単位数×38/1000)																			
(十四) 介護職員等処遇改善加算(V)(14)	(1月につき 士所定単位数×28/1000)																			

注：「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。  
※ 介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能。



7 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
				疾病予防・健康増進の施設整備費を算定しない場合	利用者の数及び入居者の数に比例して算定しない場合	医師、看護師、介護士、理学療法士、作業療法士など、常駐する専門職が常駐しない場合	複数のユニット・フロア・モジュールに配置しているユニットケアにおけるユニットが複数ある場合	身体拘束禁止の実施状況	高齢者虐待防止の実施状況	施設設備計画の実施状況	施設職員配置の実施状況	認知症対応型ユニットケア加算	認知症対応型ユニットケア加算	認知症対応型ユニットケア加算	認知症対応型ユニットケア加算
(一) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>【基本型】	a	療養費1 ( 579 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	-1/100	-1/100	-1/100	1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7名定員限度)	1日につき +120単位	1日につき +51単位	1日につき +51単位
		b	療養費2 ( 726 単位)												
		b	療養費1 ( 632 単位)												
		c	療養費2 ( 778 単位)												
	b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <従来型個室>【在宅強化型】	a	療養費1 ( 613 単位)												
		b	療養費2 ( 774 単位)												
		a	療養費1 ( 672 単位)												
		b	療養費2 ( 834 単位)												
	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>【標準型】	a	療養費1 ( 583 単位)												
		b	療養費2 ( 730 単位)												
		b	療養費1 ( 622 単位)												
		c	療養費2 ( 785 単位)												
	b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <標準型>【標準型】	a	療養費1 ( 583 単位)												
		b	療養費2 ( 730 単位)												
		b	療養費1 ( 622 単位)												
		c	療養費2 ( 785 単位)												
a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>【標準型】	a	療養費1 ( 568 単位)													
	b	療養費2 ( 711 単位)													
	b	療養費1 ( 601 単位)													
	c	療養費2 ( 758 単位)													
(二) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>【基本型】	a	療養費1 ( 624 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	-1/100	-1/100	-1/100	1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7名定員限度)	1日につき +120単位	1日につき +51単位	1日につき +51単位
		b	療養費2 ( 789 単位)												
		b	療養費1 ( 680 単位)												
		c	療養費2 ( 846 単位)												
	b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型個室>【在宅強化型】	a	療養費1 ( 624 単位)												
		b	療養費2 ( 789 単位)												
		b	療養費1 ( 680 単位)												
		c	療養費2 ( 846 単位)												
	c 経過のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室の多床室>【基本型】	a	療養費1 ( 653 単位)												
		b	療養費2 ( 817 単位)												
		b	療養費1 ( 653 単位)												
		c	療養費2 ( 817 単位)												
	d 経過のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型個室の多床室>【標準型】	a	療養費1 ( 653 単位)												
		b	療養費2 ( 817 単位)												
		b	療養費1 ( 653 単位)												
		c	療養費2 ( 817 単位)												
a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>【標準型】	a	療養費1 ( 611 単位)													
	b	療養費2 ( 770 単位)													
	b	療養費1 ( 611 単位)													
	c	療養費2 ( 770 単位)													
b 経過のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型個室の多床室>【標準型】	a	療養費1 ( 611 単位)													
	b	療養費2 ( 770 単位)													
	b	療養費1 ( 611 単位)													
	c	療養費2 ( 770 単位)													

注 特別療養費	
注 療養体制維持特別加算	(一)療養体制維持特別加算(Ⅰ) (1日につき 27単位を加算) (二)療養体制維持特別加算(Ⅱ) (1日につき 57単位を加算)
(3) 総合学習加算	(利用中に10日を限度に、1日につき275単位を加算)
(4) 口腔連携強化加算	(1回につき +50単位(1月に1回を限度))
(5) 療養食加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))
(6) 認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)
(7) 緊急時対応療養費	(一) 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定) (二) 緊急時看護 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定) (三) 特定治療
(8) 生産性向上推進体制加算	(一) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算) (二) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)
(9) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)

5) 介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1日につき +100単位
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1日につき +100単位
	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1日につき +100単位
	介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	1日につき +100単位
	介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	1日につき +100単位
	介護職員処遇改善加算(Ⅵ)	1日につき +100単位
	介護職員処遇改善加算(Ⅶ)	1日につき +100単位
	介護職員処遇改善加算(Ⅷ)	1日につき +100単位
	介護職員処遇改善加算(Ⅷ)	1日につき +100単位
	介護職員処遇改善加算(Ⅷ)	1日につき +100単位
	介護職員処遇改善加算(Ⅷ)	1日につき +100単位
	介護職員処遇改善加算(Ⅷ)	1日につき +100単位
	介護職員処遇改善加算(Ⅷ)	1日につき +100単位
	介護職員処遇改善加算(Ⅷ)	1日につき +100単位
	介護職員処遇改善加算(Ⅷ)	1日につき +100単位
	介護職員処遇改善加算(Ⅷ)	1日につき +100単位
	介護職員処遇改善加算(Ⅷ)	1日につき +100単位
	介護職員処遇改善加算(Ⅷ)	1日につき +100単位

※ 身体拘束禁止未実施施設については令和7年4月1日から適用  
 ※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。  
 ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ)については、令和7年3月31日まで適用不可。



ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注		
		利用者の数及び入院患者の数の合計数が定員を超える場合	身体拘束廃止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	食堂を有しない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合	
(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費(I)	a 診療所介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 ( 530 単位)									
			要支援2 ( 666 単位)									
		b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ii) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要支援1 ( 559 単位)									
			要支援2 ( 693 単位)									
		c 診療所介護予防短期入所療養介護費(iii) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要支援1 ( 549 単位)									
		要支援2 ( 684 単位)										
	d 診療所介護予防短期入所療養介護費(iv) <多床室>	要支援1 ( 589 単位)										
		要支援2 ( 747 単位)										
	e 診療所介護予防短期入所療養介護費(v) <療養機能強化型A> <多床室>	要支援1 ( 623 単位)										
		要支援2 ( 780 単位)										
(2) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(I) <ユニット型個室>	a 診療所介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 ( 471 単位)									
			要支援2 ( 588 単位)									
		b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 ( 537 単位)									
			要支援2 ( 678 単位)									
		(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(II) <ユニット型個室>	要支援1 ( 616 単位)									
		要支援2 ( 775 単位)										
	(三) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要支援1 ( 643 単位)										
		要支援2 ( 804 単位)										
	(四) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(I) <ユニット型個室の多床室>	要支援1 ( 616 単位)										
		要支援2 ( 775 単位)										
(五) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>	要支援1 ( 643 単位)											
	要支援2 ( 804 単位)											
(六) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>	要支援1 ( 634 単位)											
	要支援2 ( 793 単位)											
(3) 口腔連携強化加算 (1回につき +50単位(1月に1回を限度))												
(4) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))												
(5) 認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算(I) (1日につき 3単位を加算)											
	(二)認知症専門ケア加算(II) (1日につき 4単位を加算)											
(6) 特定診療費												
(7) 生産性向上推進体制加算	(一) 生産性向上推進体制加算(I) (1月につき 100単位を加算)											
	(二) 生産性向上推進体制加算(II) (1月につき 10単位を加算)											
(8) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I) (1日につき 22単位を加算)											
	(二) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 18単位を加算)											
	(三) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)											
(9) 介護職員等処遇改善加算	(一) 介護職員等処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×51/1000)											
	(二) 介護職員等処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×47/1000)											
	(三) 介護職員等処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×36/1000)											
	(四) 介護職員等処遇改善加算(IV) (1月につき +所定単位×29/1000)											
	a. 介護職員等処遇改善加算(V)(1) (1月につき +所定単位×46/1000)											
		b. 介護職員等処遇改善加算(V)(2) (1月につき +所定単位×44/1000)										
		c. 介護職員等処遇改善加算(V)(3) (1月につき +所定単位×42/1000)										
		d. 介護職員等処遇改善加算(V)(4) (1月につき +所定単位×40/1000)										
		e. 介護職員等処遇改善加算(V)(5) (1月につき +所定単位×39/1000)										
		f. 介護職員等処遇改善加算(V)(6) (1月につき +所定単位×35/1000)										
		g. 介護職員等処遇改善加算(V)(7) (1月につき +所定単位×35/1000)										
	h. 介護職員等処遇改善加算(V)(8) (1月につき +所定単位×31/1000)											
		i. 介護職員等処遇改善加算(V)(9) (1月につき +所定単位×31/1000)										
		j. 介護職員等処遇改善加算(V)(10) (1月につき +所定単位×30/1000)										
k. 介護職員等処遇改善加算(V)(11) (1月につき +所定単位×24/1000)												
l. 介護職員等処遇改善加算(V)(12) (1月につき +所定単位×26/1000)												
m. 介護職員等処遇改善加算(V)(13) (1月につき +所定単位×20/1000)												
n. 介護職員等処遇改善加算(V)(14) (1月につき +所定単位×15/1000)												
注 所定単位は、(1)から(8)までにより算定した単位数の合計												

※ 「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
 ※ 身体拘束廃止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。  
 ※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用

※ 介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能。





8 介護予防特定施設入居者生活介護費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要支援1 ( 183 単位) 要支援2 ( 313 単位)	×70/100	-10/100									
外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき 67単位)		×70/100	-1/100	-1/100	-3/100							
介護予防特定施設入居者生活介護費 (250単位)												
一 認知症専門ケア加算 (を算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)											
二 高齢者施設等感染対策向上加算	(1)高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算) (2)高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) (1月につき 5単位を加算)											
三 介護予防特定施設入居者生活介護費	(1)月1回、看護士初日受検料にて 240単位(標準) (2)生活向上療育体験加算(Ⅰ) (1日につき 100単位を加算) (2)生活向上療育体験加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)											
ナース提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)											

注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
地方医療機関連携加算	認知症専門ケア加算 社会的介護 介護予防特定施設入居者生活介護費	1日につき +20単位 (6月に1回を 課算)	1日につき +40単位	1日につき +120単位	1日につき +20単位	1日につき +120単位	1日につき +100単位	1日につき +40単位	1日につき +100単位	1日につき +20単位	1日につき +40単位	1日につき +20単位
指定期間介護	介護予防特定施設入居者生活介護費	1日につき +20単位	1日につき +40単位	1日につき +120単位	1日につき +20単位	1日につき +120単位	1日につき +100単位	1日につき +40単位	1日につき +100単位	1日につき +20単位	1日につき +40単位	1日につき +20単位

注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
介護予防特定施設入居者生活介護費	介護予防特定施設入居者生活介護費	1日につき +20単位	1日につき +40単位	1日につき +120単位	1日につき +20単位	1日につき +120単位	1日につき +100単位	1日につき +40単位	1日につき +100単位	1日につき +20単位	1日につき +40単位	1日につき +20単位

※ 療養費 要支援1 5092単位  
要支援2 10531単位  
※ 身体障害者手当等減算については、0を算定する場合は、令和7年4月1日から適用する。  
※ 業務経費計画未定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常事態に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの期間適用しない。

9 介護予防福祉用具貸与費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
介護予防福祉用具貸与費	要支援1 要支援2	×1/100	-1/100									

※ 「特別地域介護予防福祉用具貸与加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給限度管理の対象外となる算定項目  
※ 要支援1又は要支援2の者については、要する福祉用具、特殊履歩、特殊視覚付具、採寸防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知器、移動用リフト、自動排泄処理装置を算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)  
※ 高齢者虐待防止措置未定減算については、令和9年4月1日から適用する。  
※ 業務経費計画未定減算については令和7年4月1日から適用する。

Ⅱ 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

基本部分		注 高齢者虐待防止措置 未実施減算	注 業務継続計画未策定 減算	注 特別地域介護予防 支援加算	注 中山間地域等におけ る小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住 する者へのサービス提 供加算
イ 介護予防支援費 (1月につき)	(1)介護予防支援費(Ⅰ) (地域包括支援センターが行う場合) (442単位)	-1/100	-1/100			
	(2)介護予防支援費(Ⅱ) (指定居宅介護支援事業者が行う場合) (472単位)					
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)				+15/100	+10/100	+5/100
ハ 委託連携加算 (イ(1)を算定する場合のみ算定) (+300単位)						

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

# 介護報酬の算定構造

## 地域密着型サービス

: 令和6年6月改定箇所

### I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- 2-2 地域密着型通所介護費
- 3 認知症対応型通所介護費
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 8 複合型サービス費

### II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費



2 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 24時間通報対応加算	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域夜間対応型訪問介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算					
イ 夜間対応型訪問介護費(I)	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき 989単位)	-1/100	-1/100	1月につき 610単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100					
	定期巡回サービス費 (1回につき 372単位)												
	随時訪問サービス費(I) (1回につき 567単位)												
	随時訪問サービス費(II) (1回につき 764単位)												
ロ 夜間対応型訪問介護費(II) (1月につき 2,702単位)					事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100								
ハ 認知症専門ケア加算	(1)イを算定する場合(基本夜間対応型訪問介護費を除く)	(一)認知症専門ケア加算(I) (1日につき +3単位)	(一)認知症専門ケア加算(I) (1月につき +90単位)	(二)認知症専門ケア加算(II) (1月につき +120単位)									
		(二)認知症専門ケア加算(II) (1日につき +4単位)											
	(2)ロを算定する場合	(一)認知症専門ケア加算(I) (1月につき +90単位)	(二)認知症専門ケア加算(II) (1月につき +120単位)										
		(二)認知症専門ケア加算(II) (1月につき +120単位)											
ニ サービス提供体制強化加算	(1)イを算定する場合(基本夜間対応型訪問介護費を除く)	(一)サービス提供体制強化加算(I) (1回につき +22単位)	(一)サービス提供体制強化加算(I) (1月につき +154単位)		(二)サービス提供体制強化加算(II) (1月につき +126単位)								
		(二)サービス提供体制強化加算(II) (1回につき +18単位)											
		(三)サービス提供体制強化加算(III) (1回につき +6単位)											
	(2)ロを算定する場合	(一)サービス提供体制強化加算(I) (1月につき +154単位)	(二)サービス提供体制強化加算(II) (1月につき +126単位)	(三)サービス提供体制強化加算(III) (1月につき +42単位)									
		(二)サービス提供体制強化加算(II) (1月につき +126単位)											
		(三)サービス提供体制強化加算(III) (1月につき +42単位)											
ホ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×245/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計											
	(2) 介護職員等処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×224/1000)												
	(3) 介護職員等処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×182/1000)												
	(4) 介護職員等処遇改善加算(IV) (1月につき +所定単位×145/1000)												
	(一)介護職員等処遇改善加算(V)(1) (1月につき +所定単位×221/1000)												
	(二)介護職員等処遇改善加算(V)(2) (1月につき +所定単位×208/1000)												
	(三)介護職員等処遇改善加算(V)(3) (1月につき +所定単位×200/1000)												
	(四)介護職員等処遇改善加算(V)(4) (1月につき +所定単位×187/1000)												
	(五)介護職員等処遇改善加算(V)(5) (1月につき +所定単位×184/1000)												
	(六)介護職員等処遇改善加算(V)(6) (1月につき +所定単位×163/1000)												
	(七)介護職員等処遇改善加算(V)(7) (1月につき +所定単位×163/1000)												
	(八)介護職員等処遇改善加算(V)(8) (1月につき +所定単位×158/1000)												
	(九)介護職員等処遇改善加算(V)(9) (1月につき +所定単位×142/1000)												
	(十)介護職員等処遇改善加算(V)(10) (1月につき +所定単位×139/1000)												
(十一)介護職員等処遇改善加算(V)(11) (1月につき +所定単位×121/1000)													
(十二)介護職員等処遇改善加算(V)(12) (1月につき +所定単位×118/1000)													
(十三)介護職員等処遇改善加算(V)(13) (1月につき +所定単位×100/1000)													
(十四)介護職員等処遇改善加算(V)(14) (1月につき +所定単位×76/1000)													

：「特別地域夜間対応型訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能。









5 認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注		
			活動を行う職員の数及び基準を満たさない場合	利用者の数が利用定員を超える場合	介護従事者の人数が基準に満たない場合	身体拘束禁止の実施率	高齢者虐待防止措置の実施率	業務継続計画の実定率	3ユニットで夜間を行う職員の数等を2人以上とする場合	夜間支援体制加算(Ⅰ)	夜間支援体制加算(Ⅱ)	認知症対応型共同生活介護費	若年性認知症利用者実入加算
イ 認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	(1) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 ( 765 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-10/100			1日につき -50単位	1日につき +50単位			1日につき +120単位
		要介護2 ( 801 単位)											
要介護3 ( 824 単位)													
要介護4 ( 841 単位)													
要介護5 ( 859 単位)													
要介護1 ( 753 単位)													
要介護2 ( 788 単位)													
要介護3 ( 813 単位)													
要介護4 ( 828 単位)													
要介護5 ( 845 単位)													
ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)※	(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 ( 792 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-1/100			1日につき -50単位	1日につき +50単位			1日につき +200単位 (7日限を 限度)
		要介護2 ( 829 単位)											
要介護3 ( 854 単位)													
要介護4 ( 870 単位)													
要介護5 ( 887 単位)													
要介護1 ( 781 単位)													
要介護2 ( 817 単位)													
要介護3 ( 841 単位)													
要介護4 ( 859 単位)													
要介護5 ( 874 単位)													
注 入院時費用			利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定										
注 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日前31日以上45日以下 (1日につき 72単位を算定)												
	(2) 死亡日前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を算定)												
	(3) 死亡日前2日又は3日 (1日につき 680単位を算定)												
	(4) 死亡日 (1日につき 1,280単位を算定)												
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を算定)										
ニ 協力医療機関連携加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 相談・診療を行う体制を確保している協力医療機関と連携している場合 (1月につき 100単位を算定)												
		(2) 上記以外の協力医療機関と連携している場合 (1月につき 40単位を算定)											
ホ 医療連携体制加算	(1) 医療連携体制加算Ⅰ(イ) (1日につき 57単位を算定)												
	(2) 医療連携体制加算Ⅰ(ロ) (1日につき 47単位を算定)												
	(3) 医療連携体制加算Ⅰ(ハ) (1日につき 37単位を算定)												
	(4) 医療連携体制加算Ⅱ (1日につき 5単位を算定)												
ヘ 通院時情報提供加算 (イを算定する場合のみ算定)			(250単位を算定)										
ト 遠隔地相談加算 (イを算定する場合のみ算定)			(400単位を算定(利用者1人につき1回を限度))										
チ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を算定)												
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を算定)												
リ 認知症チームケア推進加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ) (1月につき 150単位を算定)												
	(2) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ) (1月につき 120単位を算定)												
ヌ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を算定)												
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき 200単位を算定)												
ル 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき +30単位を算定)										
ロ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 30単位を算定)										
ワ ロビ(栄養スクリーニング)加算(イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 20単位を算定(6月に1回を限度))										
ヲ 科学的介護連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 40単位を算定)										
ヨ 高齢者施設等感染対策向上加算	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を算定)												
	(2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) (1月につき 5単位を算定)												
タ 新興感染症等施設整備費			(1月に1回、連続す65日を限度として 240単位を算定)										
レ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を算定)												
	(2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を算定)												
ソ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を算定)												
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を算定)												
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を算定)												
※ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1日につき、所定単位数×186/10000)												
	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1日につき、所定単位数×178/10000)												
	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1日につき、所定単位数×155/10000)												
	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1日につき、所定単位数×125/10000)												
	(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (1日につき、所定単位数×183/10000)												
	(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅵ) (1日につき、所定単位数×166/10000)												
	(7) 介護職員等処遇改善加算(Ⅶ) (1日につき、所定単位数×155/10000)												
	(8) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき、所定単位数×149/10000)												
	(9) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき、所定単位数×133/10000)												
	(10) 介護職員等処遇改善加算(Ⅸ) (1日につき、所定単位数×125/10000)												
	(11) 介護職員等処遇改善加算(Ⅹ) (1日につき、所定単位数×122/10000)												
	(12) 介護職員等処遇改善加算(Ⅹ) (1日につき、所定単位数×132/10000)												
	(13) 介護職員等処遇改善加算(Ⅺ) (1日につき、所定単位数×119/10000)												
	(14) 介護職員等処遇改善加算(Ⅺ) (1日につき、所定単位数×97/10000)												
	(15) 介護職員等処遇改善加算(Ⅻ) (1日につき、所定単位数×102/10000)												
(16) 介護職員等処遇改善加算(Ⅻ) (1日につき、所定単位数×138/10000)													
(17) 介護職員等処遇改善加算(Ⅻ) (1日につき、所定単位数×85/10000)													
(18) 介護職員等処遇改善加算(Ⅻ) (1日につき、所定単位数×86/10000)													
<p>※ 短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分天給限度基準額に含まれる。</p> <p>※ 身体拘束禁止の実施率については、0%を算定する場合は、令和7年1月1日から適用する。</p> <p>※ 業務継続計画未実施減算については、経営者の劣及及び老老の防止のための強制的な強制的な整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。</p> <p>※ 介護職員等処遇改善加算(Ⅶ)については、令和7年3月31日まで適用可能。</p>													





8 複合型サービス費

基本部分	注		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
	登録者数が登録定員を超える場合又は	従業員数の員数が標準に満たない場合	身体拘束禁止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務統計計画未実施減算	少サービスに対する減算	サライ体制未実施減算	特別地域看護小規模多機能型居宅介護施設加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	訪問看護体制減算(1月につき)	末期の重症患者等により医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(1月につき)	特別の指示により機関に医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(1月につき)	特別の指示により機関に医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(1月につき)
イ 看護小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合 要介護1(12,447単位) 要介護2(17,415単位) 要介護3(24,681単位) 要介護4(27,766単位) 要介護5(31,408単位)					×70/100	×97/100	+15/100					
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合 要介護1(11,214単位) 要介護2(15,531単位) 要介護3(22,057単位) 要介護4(25,017単位) 要介護5(28,289単位)	×70/100							+10/100				
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)	要介護2(638単位) 要介護3(796単位) 要介護4(773単位) 要介護5(839単位)												
ハ 初期加算(イを算定する場合のみ算定)(1日につき30単位を加算)													
ニ 認知加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症加算(Ⅰ)(1月につき920単位を加算) (2) 認知症加算(Ⅱ)(1月につき890単位を加算) (3) 認知症加算(Ⅲ)(1月につき760単位を加算) (4) 認知症加算(Ⅳ)(1月につき460単位を加算)												
ホ 認知症行動・心理症状急変対応加算(ロを算定する場合のみ算定)(1日につき200単位を加算(7日間で限度))													
ヘ 看護情報システム利用費入加算(イを算定する場合のみ算定)(1月につき800単位を加算)													
ト 栄養アセスメント加算(イを算定する場合のみ算定)(1月につき50単位を加算)													
チ 栄養改善加算(イを算定する場合のみ算定)(1回につき200単位を加算(1月に2回を限度))													
リ 口腔栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 口腔栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(1回につき20単位を加算(8月に1回を限度)) (2) 口腔栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(1回につき5単位を加算(8月に1回を限度))												
ロ 口腔機能向上加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ)(1回につき+150単位(月2回を限度)) (2) 口腔機能向上加算(Ⅱ)(1回につき+160単位(月2回を限度))												
ル 通院時共同指導加算(イを算定する場合のみ算定)(1回につき600単位を加算)													
イ 食事管理加算(イを算定する場合のみ算定)(1月につき774単位を加算)													
特別管理加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 特別管理加算(Ⅰ)(1月につき500単位を加算) (2) 特別管理加算(Ⅱ)(1月につき250単位を加算)												
専門管理加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき250単位を加算)												
タミナルケア加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき2,500単位を加算)												
遠隔医療管理加算(イを算定する場合のみ算定)	(150単位を加算)												
看護体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護体制強化加算(Ⅰ)(1月につき3,000単位を加算) (2) 看護体制強化加算(Ⅱ)(1月につき500単位を加算)												
訪問体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき1,000単位を加算)												
総合マネジメント体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)(1月につき200単位を加算) (2) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)(1月につき800単位を加算)												
看護マネジメント加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護マネジメント加算(Ⅰ)(1月につき3単位を加算) (2) 看護マネジメント加算(Ⅱ)(1月につき13単位を加算)												
チ 接せつ支援加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 接せつ支援加算(Ⅰ)(1月につき10単位を加算) (2) 接せつ支援加算(Ⅱ)(1月につき15単位を加算) (3) 接せつ支援加算(Ⅲ)(1月につき20単位を加算)												
チ 科学的介護推進体制加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき40単位を加算)												
ハ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)(1月につき100単位を加算) (2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)(1月につき10単位を加算)												
サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合 (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(1月につき750単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)(1月につき640単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)(1月につき250単位を加算) (2) ロを算定している場合 (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(1月につき25単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)(1月につき21単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)(1月につき12単位を加算)												
特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算	(1) 特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算(Ⅰ)(1月につき149,000単位を加算) (2) 特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算(Ⅱ)(1月につき149,000単位を加算) (3) 特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算(Ⅲ)(1月につき134,000単位を加算) (4) 特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算(Ⅳ)(1月につき100,000単位を加算) (5) 特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算(Ⅴ)(1月につき116,000単位を加算) (6) 特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算(Ⅵ)(1月につき100,000単位を加算) (7) 特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算(Ⅶ)(1月につき100,000単位を加算) (8) 特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算(Ⅷ)(1月につき100,000単位を加算) (9) 特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算(Ⅷ)(1月につき100,000単位を加算) (10) 特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算(Ⅷ)(1月につき100,000単位を加算) (11) 特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算(Ⅷ)(1月につき100,000単位を加算) (12) 特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算(Ⅷ)(1月につき100,000単位を加算) (13) 特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算(Ⅷ)(1月につき100,000単位を加算) (14) 特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算(Ⅷ)(1月につき100,000単位を加算) (15) 特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算(Ⅷ)(1月につき100,000単位を加算) (16) 特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算(Ⅷ)(1月につき100,000単位を加算) (17) 特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算(Ⅷ)(1月につき100,000単位を加算) (18) 特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算(Ⅷ)(1月につき100,000単位を加算) (19) 特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算(Ⅷ)(1月につき100,000単位を加算) (20) 特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算(Ⅷ)(1月につき100,000単位を加算)												
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	(1) 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算(Ⅰ)(1月につき85,000単位を加算) (2) 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算(Ⅱ)(1月につき85,000単位を加算) (3) 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算(Ⅲ)(1月につき85,000単位を加算) (4) 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算(Ⅳ)(1月につき85,000単位を加算) (5) 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算(Ⅴ)(1月につき85,000単位を加算) (6) 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算(Ⅵ)(1月につき85,000単位を加算) (7) 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算(Ⅶ)(1月につき85,000単位を加算) (8) 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算(Ⅷ)(1月につき85,000単位を加算) (9) 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算(Ⅷ)(1月につき85,000単位を加算) (10) 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算(Ⅷ)(1月につき85,000単位を加算) (11) 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算(Ⅷ)(1月につき85,000単位を加算) (12) 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算(Ⅷ)(1月につき85,000単位を加算) (13) 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算(Ⅷ)(1月につき85,000単位を加算) (14) 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算(Ⅷ)(1月につき85,000単位を加算) (15) 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算(Ⅷ)(1月につき85,000単位を加算) (16) 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算(Ⅷ)(1月につき85,000単位を加算) (17) 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算(Ⅷ)(1月につき85,000単位を加算) (18) 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算(Ⅷ)(1月につき85,000単位を加算) (19) 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算(Ⅷ)(1月につき85,000単位を加算) (20) 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算(Ⅷ)(1月につき85,000単位を加算)												

※ イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入  
 ※ 身体拘束禁止未実施減算については令和7年4月1日より適用する。  
 ※ 業務統計計画未実施減算については、感染症の予防及び蔓延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの期間適用しない。  
 ※ 介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能。



2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注		注	注	注	注	注	注	
		登録者数が定員数を超える場合	又 は 定業者の員数が基準を満たさない場合	身体拘束廃止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	過少サービスに対する減算	特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外に対して行う場合	要支援1 ( 3,450 単位)								
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要支援2 ( 6,972 単位)	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	×70/100	+15/100	+5/100
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)		要支援1 ( 424 単位)								
		要支援2 ( 531 単位)								
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)		1日につき 30単位を加算)								
ニ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)		(1日につき 200単位を加算(7日限を限度))								
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 450単位を加算)								
ヘ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 1,200単位を加算) (2) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 800単位を加算)								
ト 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +100単位) (2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)								
チ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))								
リ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 40単位を加算)								
ヌ 生産性向上推進体制加算		(1)生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算) (2)生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)								
ル サービス提供体制強化加算		(1) イを算定している場合 (2) ロを算定している場合		(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 750単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 640単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算) (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 25単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 21単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 12単位を加算)						
ヲ 介護職員処遇改善加算		(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき、+所定単位数×149/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1日につき、+所定単位数×146/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき、+所定単位数×134/1000) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき、+所定単位数×106/1000) (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき、+所定単位数×137/1000) (6) 介護職員処遇改善加算(Ⅵ) (1日につき、+所定単位数×129/1000) (7) 介護職員処遇改善加算(Ⅶ) (1日につき、+所定単位数×121/1000) (8) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき、+所定単位数×119/1000) (9) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき、+所定単位数×118/1000) (10) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき、+所定単位数×102/1000) (11) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき、+所定単位数×101/1000) (12) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき、+所定単位数×102/1000) (13) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき、+所定単位数×99/1000) (14) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき、+所定単位数×89/1000) (15) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき、+所定単位数×117/1000) (16) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき、+所定単位数×85/1000) (17) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき、+所定単位数×107/1000) (18) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき、+所定単位数×71/1000) (19) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき、+所定単位数×71/1000) (20) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき、+所定単位数×69/1000) (21) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき、+所定単位数×68/1000) (22) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき、+所定単位数×73/1000) (23) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき、+所定単位数×73/1000) (24) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき、+所定単位数×56/1000)		所定単位数は、イからルまでにより算出した単位数の合計						

※ 「特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入

※ 身体拘束廃止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

※ 介護職員処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能。

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注		
			夜勤を行う職員の数に勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数が利用定員を超える場合	介護従業者の人数が基準を満たさない場合	身体拘束禁止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	3ユニットで夜勤を行う職員の員数を2人以上とする場合	夜間支援体制加算(Ⅰ)	夜間支援体制加算(Ⅱ)	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 ( 761 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-10/100	-1/100	-3/100	1日につき-50単位	1日につき+50単位	1日につき+25単位	1日につき+200単位(7日数を原簿)	1日につき+120単位
	(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 ( 749 単位)											
ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費※	(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 ( 789 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-10/100	-1/100	-3/100	1日につき-50単位	1日につき+50単位	1日につき+25単位	1日につき+200単位(7日数を原簿)	1日につき+120単位
	(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 ( 777 単位)											
注 入院時費用			利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定										
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)										
ニ 遠隔時情報提供加算 (イを算定する場合のみ算定)			(250単位を加算)										
ホ 遠隔時相談援助加算 (イを算定する場合のみ算定)			(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))										
ヘ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)										
ト 認知症チームケア推進加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ) (1月につき 150単位を加算) (2) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ) (1月につき 120単位を加算)										
チ 生活機能向上連携加算			(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算) (2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき 200単位を加算)										
リ 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき +30単位を加算)										
ヌ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 30単位を加算)										
ル 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))										
サ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 40単位を加算)										
ワ 高齢者施設等感染対策向上加算			(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算) (2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) (1月につき 5単位を加算)										
カ 新興感染症等施設療養費			(1月に1回、連続する5日を限度として 240単位を算定)										
ヨ 生産性向上推進体制加算			(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算) (2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)										
タ サービス提供体制強化加算			(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)										
ヒ 介護職員等処遇改善加算			<p>注 所定単位数は、イからウまでにより算定した単位数の合計</p> <p>(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×186/1000)</p> <p>(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×178/1000)</p> <p>(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位数×155/1000)</p> <p>(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位数×125/1000)</p> <p>(イ) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) (1月につき +所定単位数×163/1000)</p> <p>(ロ) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) (1月につき +所定単位数×156/1000)</p> <p>(ハ) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) (1月につき +所定単位数×155/1000)</p> <p>(ニ) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4) (1月につき +所定単位数×148/1000)</p> <p>(ヒ) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) (1月につき +所定単位数×133/1000)</p> <p>(ヘ) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) (1月につき +所定単位数×125/1000)</p> <p>(ホ) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) (1月につき +所定単位数×120/1000)</p> <p>(ヘ) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8) (1月につき +所定単位数×132/1000)</p> <p>(ニ) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9) (1月につき +所定単位数×112/1000)</p> <p>(ロ) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10) (1月につき +所定単位数×97/1000)</p> <p>(イ) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11) (1月につき +所定単位数×102/1000)</p> <p>(ロ) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12) (1月につき +所定単位数×89/1000)</p> <p>(イ) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13) (1月につき +所定単位数×89/1000)</p> <p>(ロ) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14) (1月につき +所定単位数×66/1000)</p>										

※ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分別限度基準額に含まれる。  
 ※ 身体拘束禁止未実施減算については、ロを算定する場合は、令和7年4月1日から適用する。  
 ※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。  
 ※ 介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで適用可能。